

三条市原油価格・物価高騰対応運送事業者等支援金

原油価格の高騰により、経営に大きな影響を受けている市内の貨物運送事業者、バス事業者、タクシー事業者及び運転代行業者を対象に、次のとおり支援金を支給します。

対象者

次の①～④のすべてに該当する事業者

① 市内に本社、本店又は営業所を有する個人又は法人

② 次のいずれかの事業者

■一般貨物自動車運送事業者（トラック事業者）

※ 霊きゅう車、被けん引自動車は対象外とする。

■一般乗合旅客自動車運送事業者（路線バス事業者）

■一般貸切旅客自動車運送事業者（貸切バス事業者）

■一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー事業者）

※ LP ガスのみを燃料とする車両は対象外とする。

■自動車運転代行業者

③ 今後も事業を継続する意思がある。

④ 納付期限が到来した市税を完納している。

支援金額

トラック、路線バス、貸切バス：1台当たり4万円

タクシー、代行：1台当たり2万円

※1事業者当たりの申請上限台数 10台

申請書類

・申請書 ※ ※ 三条市ホームページからダウンロードできます。

・誓約書 ※

・対象車両の自動車検査証の写し

・業種別に必要な書類（裏面を確認ください。）

上記の書類を原則郵送にて、商工課に提出ください。

申請先

〒955-8686 三条市役所商工課（住所不要）

申請期間

令和5年1月16日（月）～2月28日（火）※ 必着

三条市役所 商工課

〒955-8686 三条市旭町2丁目3番1号
電話：0256-34-5610 FAX：0256-36-5111
メール：shokoka@city.sanjo.niigata.jp



https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/keizaibu/shokoka/sangyo/yushi_hojo/16728.html

市ホームページ

提出書類

全事業者共通

- 申請書
- 誓約書
- 対象車両の自動車検査証の写し

事業者別

トラック事業者

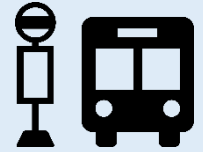
- 一般貨物自動車運送事業を営んでいることが分かる書類の写し
(例)



- ・「一般貨物自動車運送事業報告書」の 1 枚目（新潟運輸支局またはトラック協会の受付印のあるもの）
- ・運輸局からの「一般貨物自動車運送事業許可書」「更新許可書」の写し 等

路線バス事業者

- 一般乗合旅客自動車運送事業を営んでいることが分かる書類の写し
(例)



- 運輸局からの許可証の写し 等

貸切バス事業者

- 一般貸切旅客自動車運送事業を営んでいることが分かる書類の写し
(例)



- 運輸局からの許可証の写し 等

自動車運転代行業者

- 新潟県公安委員会が交付した自動車運転代行業に係る認定証の写し



- 自動車運転代行業で使用している車両であることを証する書類の写し
(例)

受託自動車および交通事故共済証書（対象車両を確認できるもの） 等

タクシー事業者

- 一般乗用旅客自動車運送事業を営んでいることが分かる書類の写し
(例)



- 運輸局からの許可証の写し 等

申請 Q&A

Q.対象の業種と対象ではない業種を営んでいます。支給対象ですか？

A. 支給対象の業種を営んでいれば対象です。

Q.業種の違う対象車両を 10 台以上保有していますが、各車両で上限 10 台ですか？

A. 全車種合わせて、1 事業者につき 10 台が上限です。

Q.他市の営業所にある車両も対象ですか？

A. 三条市内に配置登録されている車両のみ対象です。

Q.運輸局等からの「許可書」を紛失しました。どうしたらよいですか？

A. 新潟運輸支局に「証明願」を申請し、そちらを提出ください

Q.市内に複数の営業所があります。営業所ごとに申請できますか？

A. できません。事業者単位で申請ください。

Q.申請後、どれくらいで支援金が振り込まれますか？

A. 約 4 週間です。書類等に不備があるとそれ以上になることがあります。

この他の Q&A は、三条市のホームページに掲載しています。そちらもご確認ください。